



2008年11月18日

各 位

会社名 株式会社コーエー
代表者名 代表取締役執行役員会長 CEO 伊従 勝
(コード番号 9654 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 CFO 浅野 健二郎
(TEL 045-562-8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2008年11月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2009年1月26日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

本日付プレスリリース「テクモ株式会社と株式会社コーエーとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社は、テクモ株式会社と共同して、2009年4月1日（予定）を期して、株式移転によりコーエーテクモホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」）を設立（以下「本株式移転」）することを本日開催の取締役会において決議しておりますが、このために本株式移転の承認に関する議案（以下「本株式移転議案」）を本臨時株主総会に付議することを予定しております。

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定款第14条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本株式移転議案が承認され、2009年4月1日（予定）をもって本株式移転を実施いたしますと、当社の株主は共同持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴いまして、定時株主総会等の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、現行定款第15条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります（以下「本定款変更」）。

なお、本定款変更は、本株式移転議案が承認可決されること、並びに、2009年3月31日の前日までに本株式移転議案において承認された株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2009年3月31日にその効力を生じるものいたします。

2. 本定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<u>(定時株主総会の基準日)</u>	(削除)
<u>第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u>	
第15条 ～ (条文省略) 第37条	第14条 ～ (現行どおり) 第36条

3. 日程

定款一部変更のための臨時株主総会開催日	2009 年 1 月 26 日 (月) (予定)
定款一部変更の効力発生日	2009 年 3 月 31 日 (火) (予定)

(ご参考)

2009 年 3 月期 (2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日まで) の剰余金の配当 (期末配当) につきましては、当社現行定款第 35 条 (本定款変更後の第 34 条) (剰余金の配当の基準日) に従い、2009 年 3 月 31 日の最終の株主名簿 (実質株主名簿 (もしあれば) を含みます。) に記載または記録された株主または登録株式質権者の皆様に対し、2009 年 6 月下旬に開催予定の当社定時株主総会の決議に基づき当社よりお支払いする予定でございます。

なお、当該剰余金の配当に関する議案およびその承認につきましては、当社株主の皆様のご利益保護の観点から、従前と同様の水準により行う予定でございます。

以 上